

保護者様

共立学園 認定こども園 のぞみ幼稚園 園長 脇屋邦夫

登園の時期についてのお知らせ

さんは、 で欠席
中ですが、これは第二類・第三類の学校伝染病に指定されております。登園停止の基準は、
次のとおりですから、別紙 治癒証明書に主治医の証明を得て持参し、登園して下さい。

【登園してはいけない主な病気】

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	感染予防法の一類、 二類の感染症11種類	治癒するまで
第2種	インフルエンザ 百日ぜき 麻疹【はしか】 流行性耳下腺炎【おたふく】 風疹【三日ばしか】 水痘【水ぼうそう】 咽頭結膜熱【プール熱】 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	・発症した後5日を経過し、かつ、幼児にあっては解熱した後3日を経過するまで ・特有のせきが消えるまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後3日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺または舌下腺のはれが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・発疹が消えるまで ・すべての発疹がかさぶたになるまで ・主要症状が消えてから2日を経過するまで ・医師において感染の恐れがないと認めるまで ・医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	伝染の恐れがなくなるまで 〃 〃

*その他の伝染病として文部科学省が「学校において予防すべき伝染病の解説」の中で例示しているのは、以下の疾患である。

○条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病の例

- ・溶連菌感染症【潜伏期間1～7日・主として飛沫感染】適切な抗生剤治療が行われれば24時間以内に他人への伝染力はなくなる。
- ・ウイルス性肝炎【A型肝炎で4～7週・経口感染】学校の場合で気をつけるのは、A型肝炎。
- ・手足口病【2～7日・主として飛沫感染】脳症死亡例の報告もあったが、発病当初から高熱など重症感が強いので医療を受けていればわかる。一般には軽い夏風邪。
- ・伝染性紅斑【17～18日・主として飛沫感染】発疹発現時にはほとんど感染力なし。
- ・ヘルパンギーナ【2～7日・主として飛沫感染】夏風邪としての対応が良い。
- ・マイコプラズマ感染症【2～3週間・飛沫感染】しつこい咳の風邪。抗生剤が有効。
- ・流行性嘔吐下痢症【1～3日・主として経口感染だが飛沫感染も】ロタウイルス、SRSV、アデノウイルスなどによる、下痢・嘔吐がおさまれば状態良ければ登園可能。
- ・通常出席停止の措置は必要ないと考えられる伝染病の例 ・アタマジラミ ・水いぼ【伝染性軟疣【属】腫】
- ・伝染性膿痂疹【とびひ】